

三重県立熊野少年自然の家事業計画書の要旨

申請者名	有限会社 熊野市観光公社
管理運営方針に関する事項	<p>安全・安心・満足度100%の施設を目指して 熊野市の全面的な支援のもと安全・安心・満足度100%の施設を目指して、地域資源の活用や地域連携等の充実を重視しつつ、「三重県立熊野少年自然の家条例」等の内容を踏まえて、次の基本方針により管理運営を行います。</p> <p>1 地域や施設の特性等を最大限に活かした効率的かつ効果的な管理運営 (1) 施設の設置目的達成と機能的価値を高める運営を行います。 (2) 優れた地域資源を最大限に活かした効果的な管理運営を行います。 (3) 経費の節減とサービス向上の両立に努め、安定かつ効率的な管理運営を行います。</p> <p>2 安全・快適で安心な施設管理 (1) 施設の安全管理と危機管理を徹底します。</p> <p>3 利用者の満足度を重視した利用者本位の管理運営 (1) 広く情報提供に努めるとともに利用者の声を管理運営に反映します。 (2) 利用者の立場に十分配慮した管理運営を行います。 (3) 職員の質の向上を図ることを通じて利用者サービスの向上に努めます。</p> <p>4 利用者の拡大と人づくりを通じた地域振興への貢献 (1) 観光公社としての特性を活かして利用者を拡大します。 (2) 少年の健全育成等を通じた心豊かな社会づくりと地域の振興に貢献します。</p>
管理業務に関する事項	<p>1 安全・安心、そして快適性を追求します。 利用者が安全、安心、そして快適に施設を利用できるよう施設管理に関連した法令や仕様書等で定められた管理基準の遵守をチェックシート等の活用により徹底し、良好な維持管理に努めます。専門性を有する業務は法令等に定められた有資格者を有する外部への業務委託を基本としますが、職員で対応できることは自ラ行い、委託費の抑制に努めます。また、計画的な修繕と省エネによる環境にやさしい施設づくりを進めます。</p> <p>2 利用者の安全を最優先し、徹底した安全点検で“事故ゼロ”を実現します。 施設及び設備機器等の保守点検や危険箇所の早期発見を目的とした施設内巡視など徹底した安全点検を実施して、利用者の安全確保、事故防止に努めます。</p> <p>3 火災予防や自然災害等の被害予防対策を充実します。 火災予防や地震被害予防対策を進めるとともに、災害等が発生した場合やその恐れがあるときは、災害応急対策マニュアルに基づいて利用者の安全確保をはじめとした危機管理対応を確実にを行います。</p> <p>4 個人情報保護を徹底します。 個人情報保護に対する社会的要請を十分に認識し、個人の人格尊重の理念のもとに、個人情報の適正な取り扱いを行います。</p>
運營業務に関する事項	<p>1 6つのシリーズによる魅力ある主催事業 熊野市の全面的な支援のもと地域の各種団体等と連携しながら、施設の機能や豊かな自然、歴史・文化、人材など地域資源を最大限に活用し、以下の6つのシリーズによる多様で魅力ある研修・体験プログラムを提案します。その中で、基本とする年間20以上の主催事業を実施し、利用団体の希望により研修活動として8の体験プログラムを実施することができます。</p>

		<p>熊野「ネイチャー・ウォッチング！」シリーズ、熊野「わく・ドキッ！」シリーズ、熊野「アカデミック！」シリーズ、熊野「フードカルチャー！」シリーズ、熊野「クリエイティング！」シリーズ、熊野「グループアクション！」シリーズ</p> <p>さらに、熊野市観光公社企画事業である「とっておきの熊野」シリーズにおける24の体験プログラムを組み合わせた研修活動もできます。</p> <p>2 利用者サービスの向上</p> <p>意見箱の設置や利用者の満足度調査等により利用者の評価、意見・要望を把握した上で、PDCAサイクルによる業務の評価・改善を行うことにより、利用者サービスの向上に努めます。</p> <p>(1) 職員の利用者に対する接遇の充実を徹底して行います。</p> <p>(2) 施設全体にわたって安全・安心そして快適な環境の維持・向上に努め、利用者にとって居心地のよい施設づくりを推進します。</p> <p>(3) 安全・安心で満足してもらえ、おいしい食事を提供します。</p> <p>(4) 当会社の旅行業の資格を活かし、宿泊、研修・体験等と交通手段の手配等を一括して行うことにより、利用者の利便性の向上を図ります。</p>																								
収支計画に関する事項		<p>三重県立熊野少年自然の家条例第18条の規定のに基づき、利用料金は以下のとおり設定します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3">区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">宿泊室 利用料</td> <td rowspan="2">1日(1泊)</td> <td>児童生徒、引率者</td> <td>260円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>730円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">施設・設備 利用料</td> <td rowspan="2">1時間</td> <td>体育館</td> <td>310円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">設備及び器具1点又は1式</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、食事は、朝食(和・洋450円)、昼食は3コース(500円~700円)と弁当2コース(600円~700円)、夕食は3コース(600円~1,200円)とし、野外バーベキュー等の食材斡旋や希望により特別メニューも内容に応じた料金で柔軟に対応する予定です。また、リネン料は1日目215円、2日目以降55円とします。</p>						区 分			金 額	宿泊室 利用料	1日(1泊)	児童生徒、引率者	260円	その他	730円	施設・設備 利用料	1時間	体育館	310円	研修室	160円	設備及び器具1点又は1式		0円
区 分			金 額																							
宿泊室 利用料	1日(1泊)	児童生徒、引率者	260円																							
		その他	730円																							
施設・設備 利用料	1時間	体育館	310円																							
		研修室	160円																							
	設備及び器具1点又は1式		0円																							
組織及び人員に関する事項		<p>職員は、正規職員を4人、臨時職員を4人、計8人の職員を配置します。</p> <p>正規職員4人は、所長1人、指導系職員2人、事務系職員1人です。臨時職員4人は、指導系職員1人、事務系職員1人、宿日直職員2人です。</p> <p>常勤指導系職員1人は、教員免許を有する者で、学校教育、又は社会教育の経験を有する職員とします。常勤指導系職員1人及び非常勤指導系職員は、自然観察指導員、自然体験活動指導員の資格を有する職員とします。</p>																								
収支計画書(千円)	年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	備考																			
	収入合計	47,987	48,336	48,258	48,488	48,848																				
	内 訳	指定管理料	41,210	41,374	41,110	41,155	41,329																			
		利用料金収入	6,077	6,262	6,448	6,633	6,819																			
		主催事業参加費	700	700	700	700	700																			
	支出合計	47,987	48,336	48,258	48,488	48,848																				